消防特第 51 号 2 高 圧 第 3 号 令和2年5月15日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた石油コンビナート等災害防止法令 関係手続における押印の省略等について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和2年5月14日変更))においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策として、事業者における在宅勤務(テレワーク)等、人と人との接触の機会を低減すること等が掲げられているところです。これを受けた臨時措置として、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく手続等については、感染拡大防止対策が求められる間に限り、以下のように取り扱うこととするようお願いします。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の関係市町村 及び特定事業所に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

記

1 押印の省略について

石油コンビナート等災害防止法により提出が義務付けられている文書(以下「申請書等」という。)のうち、主務省令で定める様式において押印を求めるものについては、後日、押印がされたものが提出されることを前提として例外的に、押印がされていないものを受け付けることができること。また、押印がされていない当該申請書等について、その真正性を確認できる場合においては、後日の押印の提出を省いて差し支えない。

(申請書等の真正性確認の例)

・特定事業者から押印がされていない申請書等が提出された場合に、当該特定事業者 の管理職等へ電子メール等による問い合わせを行い、当該特定事業者により当該申 請書等が提出されたことを確認する。

2 電子メール等の活用について

申請書等については、可能な限り電子メール、郵送等により受け付け、書面又は対面による手続を減らすこと。

3 その他

申請書等の提出に限らず、石油コンビナート等災害防止法令関係手続きにおいては、対面による対応を減らす工夫を行うとともに、いわゆる「三つの密」を避けるなど、感染拡大防止対策を徹底すること。

(問い合わせ先) 消防庁特殊災害室

担当: 姫嶋·喜多村 TEL: 03-5253-7528

Mail:tokusaishitsu@soumu.go.jp